

千葉市先取りプロジェクト認定保育施設事業に関する質疑応答

(平成24年8月3日時点)

区分	質問内容	回答内容
施設の基準に関すること	乳児室と保育室の区画はベビーフェンス等でよいか。	区画が明確にされていれば可。
	医務室は必置か。	必置(ただし、事務室等と併設可)。
	ほふく室は必置か。	必置。児童の成長の度合に応じて乳児室かほふく室を利用。なお、乳児室とほふく室は別室であることを要しないが、相応の面積を確保すること。
	沐浴室は必置か。	整備が望ましいが、必置ではない。他に整備が望ましいが必置ではないものとして、事務室、調乳室、洗濯室、保育士休憩室、調理室前室、食品庫、調理員トイレ、相談室、送迎用駐車スペース等。
	最低基準上、乳児室1.65㎡、ほふく室3.3㎡は必置とあるが、「0、1歳時は一律3.3㎡」との解釈でよいか。	お見込みのとおり。それぞれの部屋自体ではなく、面積の確保が必要。
	調理室を防火区画で区画することは必要か。	保育室等を設ける階数により異なる。 ・保育室等を1・2階に設ける場合は不要。 ・保育室等を3階以上に設ける場合は必要。ただし、調理室にスプリンクラー設備等又は外部への延焼防止措置を施した自動消火装置が設置されている場合は、防火区画を設けなくてもよい。詳細は、「児童福祉施設最低基準の一部改正について」第2 3(3)参照。
現状、建築基準法上の建物用途が「保育所」でない場合、認定申請までに用途変更しなければならないのか。	現在、保育ルームとして使用している建物を引き続き使用する場合、 当面の間は不要 とする。	
建築確認済証と検査済証を紛失している場合、どのように対応したらよいか。	建築確認済証と検査済証の内容を証明する「建築台帳記載事項証明書」を提出すること。 ○証明書の発行窓口 千葉市都市局建築部建築審査課 TEL245-5841	
職員配置に関すること	保育士が調理員を兼務可能か。	兼務は不可。(募集要項7ページ参照)
	職員配置の移行期間はあるか。	移行期間はない。事業開始時点で配置基準を満たしている必要がある。
	保育士の資格を持たない職員を配置することは可能か。	入所児童数に応じ、必要な保育士数が確保された上であれば、プラスαとしての配置は保育無資格者でも可能。
	施設長は看護師でも可能か。	可能。施設長の資格要件は定めない。
	嘱託医と契約関係にあることを要するか。	書面上で、園の嘱託医であることが明確になっていることを要する。(例:契約書、同意書、承諾書、覚書など)
給食の提供に関すること	調理員は調理師免許が必要か。	不要。
	自園調理は、3歳以上児・3歳未満児とも必要か。	3歳以上児は外部搬入でも可。
	自園調理はどの程度必要か。(他施設である程度調理した物を搬入し、自園で仕上げを行うことは可能か。)	原則として、自園調理とは施設内において100%調理することを言う。
	系列園で自園調理したものを搬入することは可能か。	可能。
	保健所への届出や指導はどうなるか。	継続的に1回50食以上提供する場合、保健所へ届出を要する(千葉市給食施設指導要綱)。なお、50食未満調理であっても、市認可小規模保育園と同様に届出をお願いする。
土曜日においても、平日と同様、自園調理による給食を提供しなければならないか。	土曜日は、仕出し弁当の提供や、家庭からの弁当持参での対応も可とする。ただし、子ども・子育て新システム施行後の取扱いは未定。	

事業認定に関すること	先取りプロジェクト認定保育施設として認定を受ける日において、保育ルームとして1年以上の運営実績見込みがない場合、申請することは出来ないか。	募集要項(5ページ参照)にあるとおり、認定を申請する日において、認可外保育施設として1年以上の運営実績を有し、かつ、直近12か月における児童の保育実績が1日平均10人以上であれば、申請は可能。
	0歳時の受け入れをしないなどの設定は可能か。	可能。
	事業開始日から自園調理を始めなければならないか。	事業開始日から始めなければならない。
	先取りプロジェクト認定保育施設事業の認定期間は。	規定しないが、子ども・子育て新システムの開始までとする。なお、認定を取り消す場合あり。(募集要項10, 11ページ参照)
	一度先取りプロジェクト認定保育施設として認定を受けた後、保育ルームに戻ることは可能か。	規定に該当する場合に限り可能。(募集要項11ページ参照)
設置者の変更は可能か。	規定に該当する場合に限り可能。(募集要項10ページ参照)	
その他	同一の設置者による施設が170mほど離れている。一体的な施設として見なせるか。	同一区画にあるとはいえず、一体的ではない。
	認定後、施設の移転は可能か。	原則不可。ただし、規定に該当する場合は移転できる。(募集要項10ページ参照)
	年度途中で児童定員の変更は可能か。	20人以上の定員を確保していれば、変更は可能。ただし、現行保育ルームと同様、対象児童定員は一施設あたり1か月につき59人を限度とする。
	年齢別に児童定員を設定することは必要か。	不要。児童の年齢の内訳の変化に対応し、乳児室と幼児室それぞれの面積基準、0・1歳児と2歳以上児それぞれの面積基準を満たした上で、施設の実情に応じて、流動的に対応可。
	児童の年齢の考え方は、月の初日の満年齢とするのか、当該年度の4月初日の満年齢とするのか。	現行保育ルームと同様、年齢計算に関する法律(明治35年法律第50号)に基づき、月の初日の満年齢とする。
	施設で独自のレッスン等を実施している場合、その料金の徴収は可能か。	可能。ただし、子ども・子育て新システム施行後の取り扱いは未定。
	現状の入所児童数のままだと先取りプロジェクト認定保育施設事業の面積基準を満たさなくなる場合、どのように対処したらよいか。	事業移行に伴い、現に入所中の児童に対し、不利益を与えることを禁止する。面積基準を満たすために、現に入所している児童を退所させることはできない。
	施設を改修する際、改修費用の補助はあるのか。	現時点では、グループ型小規模保育事業とは異なり、施設改修に係る補助はない。
先取りプロジェクト認定保育施設において、一時預かり事業(第2種社会福祉事業)を実施する場合、先取りプロジェクト認定保育施設事業も第2種社会福祉事業となるか。	第2種社会福祉事業とはならない。	